

# 年金記録訂正請求に係る答申について

東北地方年金記録訂正審議会  
令和2年8月26日答申分

## ○答申の概要

(1) 年金記録の訂正を必要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 5件

国民年金関係 3件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 東北(受)第2000046号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第2000024号

## 第1 結論

- 1 請求期間①及び②について、請求者のA社における請求期間①の標準賞与額を20万1,000円、請求期間②の標準賞与額を27万1,000円に訂正することが必要である。

請求期間①及び②の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る請求期間①及び②の標準賞与額に基づく厚生年金保険料(以下「保険料」という。)を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

- 2 請求期間②について、請求者のA社における平成16年12月15日の標準賞与額を27万8,000円に訂正することが必要である。

平成16年12月15日の訂正後の標準賞与額(上記第1の1の訂正後の標準賞与額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

## 第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和40年生

住所 :

- 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成16年6月15日

② 平成16年12月15日

私は、請求期間①及び②において、A社から賞与を支給され、保険料を控除されていたが、国の記録では、請求期間①及び②に係る賞与の記録が無い。

請求期間①及び②に係る賞与明細書・預金通帳の写しを提出するので、当該賞与を記録し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

1 請求期間①及び②について、請求者から提出された賞与明細書（写）・預金通帳（写）により、請求者は請求期間①及び②において事業主から賞与を支給され、当該賞与に係る保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①及び②に係る標準賞与額については、上記賞与明細書により確認できる賞与額又は保険料控除額から、請求期間①は20万1,000円、請求期間②は27万1,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間①及び②について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し、提出したか否か、また、保険料を納付したか否かは不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

2 請求期間②について、請求者から提出された賞与明細書（写）によると、賞与支給額27万8,000円に見合う標準賞与額27万8,000円は、保険料控除額に見合う標準賞与額27万1,000円よりも高額であることが認められることから請求期間②の標準賞与額は27万8,000円とすることが必要である。

なお、請求期間②の訂正後の標準賞与額（上記第3の1の訂正後の標準賞与額を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 東北(受)第2000021号

厚生局事案番号 : 東北(国)第2000003号

## 第1 結論

請求期間については、国民年金保険料(以下「保険料」という。)を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和35年生

住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和58年9月28日から昭和61年4月1日まで

私は、昭和58年9月\*日に婚姻し、その後、居住したA町(現在は、B市)で国民年金の加入手続を行ったかどうか詳しく覚えていないが、請求期間の保険料については、自宅に集金に来ていた婦人会の担当者に支払ったことを覚えている。請求期間が国民年金の納付の記録となっていないのは納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者は、自宅で婦人会の担当者に保険料を支払ったと記憶しており、B市は、請求期間当時、同市において婦人会に委託し保険料の徴収を行っていた旨回答しているものの、同市は当該徴収に関する資料及び請求者の国民年金の記録に係る資料を保管していない旨回答している。

また、紙台帳検索システムにより検索できるA町が作成した国民年金被保険者名簿(以下「被保険者名簿」という。)において、地区名又は組合名欄に請求者と同じく「C」及び住所の地名が請求者と同じく「D」の記載が確認できる者18人に文書照会を行い8人から回答を得た結果、請求期間当時、婦人会による保険料の集金が行われていたと回答した者はおらず、請求者も保険料を支払った担当者の氏名を記憶していないことから、請求者の請求期間に係る保険料の納付状況について確認することができない。

さらに、A町の国民年金被保険者台帳管理手帳記号番号払出簿によると、請求者に対して、昭和61年4月3日に国民年金手帳記号番号が払い出されたことが確認

できるところ、請求期間を含む昭和 58 年 4 月 12 日から昭和 61 年 4 月 3 日より前までの間に社会保険事務所（当時）から払い出されたことが確認できる国民年金手帳記号番号が付番された者の中に請求者の氏名は見当たらない上、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる請求者の氏名での E 県内に払い出された国民年金手帳記号番号の検索及びオンラインシステムによる氏名検索を行ったが、請求者に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

加えて、請求者に係る被保険者名簿によると、請求者は、昭和 61 年 4 月 1 日に国民年金第 3 号被保険者の資格を取得したことが確認でき、オンライン記録と一致しており、請求者が請求期間に国民年金被保険者資格を取得したことを確認できる記載は無い上、オンライン記録によると、請求期間は国民年金の未加入期間とされていることから、制度上、請求期間に係る保険料の納付書は発行されず、請求者が保険料を納付することはできない。

このほか、請求者が請求期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、請求期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東北(受)第2000023号

厚生局事案番号 : 東北(国)第2000004号

## 第1 結論

請求期間①、②及び③については、国民年金保険料(以下「保険料」という。)を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和34年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和57年5月から昭和58年10月まで  
② 昭和58年11月から昭和61年1月まで  
③ 昭和61年2月及び同年3月

私は、請求期間①、②及び③の保険料を納付していたが、国の記録によると未加入期間とされている。請求期間①は、結婚してA市へ転入時にA市役所において加入手続きを行い、納付書により毎月納付していた。請求期間②は、B市に転入時にB市役所において加入手続きを行い、納付書で毎月納付していた。請求期間③は、C町(現在は、D市)に転入時に加入手続きを行い、住所があったC町E地域の商店街で集金により保険料を毎月納付していたので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者は、請求期間①、②及び③に係る国民年金の加入手続きについて、それぞれ転入時に各市町村で行った旨主張している。

しかしながら、紙台帳検索システムにおいて、請求者が住民登録を行っていたF町、A市、C町、G市(現在は、H市)、I市及びJ市の請求者に係る国民年金被保険者名簿(紙名簿又はCSVデータ)が確認できるところ、当該被保険者名簿及び請求者が所持する年金手帳において、請求者が請求期間①、②及び③に係る国民年金の被保険者資格を取得した記録は確認できない。

また、A市及びB市は請求者の国民年金の加入及び保険料の納付に関する資料は保存期間経過のため無い旨回答している上、D市から提出された請求者の国民年金に係る資料によると、請求者は昭和61年4月1日から昭和62年4月16日までの期間

において国民年金第3号被保険者であった記録のみであり、請求者が請求期間①、②及び③に係る国民年金の被保険者資格を取得した記録は確認できない。

さらに、国民年金手帳記号番号払出簿検索システム及びオンラインシステムにより氏名検索を行ったが、請求者に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

以上のことから、請求者が請求期間①、②及び③に係る国民年金の被保険者資格を取得したことを確認できないことから、請求期間①、②及び③は国民年金の未加入期間として取り扱われ、制度上、請求期間①、②及び③に係る保険料を納付することはできなかつたものと考えられる。

また、請求期間③について、請求者は、請求期間③当時に住所があったC町E地域の商店街で集金により保険料を納付していた旨陳述していることから、当該地域に居住する者に対して照会文書を送付したところ、回答のあった者のうちの1人は請求期間③当時、当該地域に納税組合があったと回答している。しかしながら、当該回答のあった者は、集金は当番制であった旨陳述しており、請求期間③当時の納税組合長として名前が挙げられた者は、オンライン記録によると既に死亡していることが確認できる上、請求者は請求期間③に係る保険料の集金を行ったとする者の名前を覚えていないことから、請求者が納付したとする請求期間③に係る保険料の集金を行った者を特定することができず、請求者の請求期間③に係る保険料が納付されたことは確認できない。

このほか、請求者が請求期間①、②及び③の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、請求期間①、②及び③の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間①、②及び③の保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東北(受)第2000039号

厚生局事案番号 : 東北(国)第2000005号

## 第1 結論

請求期間については、国民年金保険料(以下「保険料」という。)を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和40年生

住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成8年1月から平成9年8月まで

私は、請求期間の保険料について、新しい月の分と古い月の分を合わせて約3万円をA市役所の国民年金の窓口で平成8年6月から支払ったと記憶している。請求期間のうち平成9年4月から同年8月までは申請免除の記録となっているが免除の手続をしたかどうか定かではなく、その期間の保険料も毎月支払っていたと思う。請求期間が保険料未納及び申請免除の記録となっているのは納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者に係るオンライン記録によると、請求者がA市に住所を有する期間内である平成8年7月18日に、請求者に係る国民年金の資格取得の記録が、厚生年金保険の被保険者資格を喪失した平成5年8月21日に取得した処理がされたことが確認できる上、紙台帳検索システムによると、平成8年6月5日に再交付された請求者の年金手帳が確認できることから、同年6月に同市において請求者に係る国民年金の加入手続が行われ、請求者は同年6月から保険料を納付することが可能であったと考えられる。

しかしながら、A市は請求者に係る国民年金の資料を保管していないため、請求期間における請求者の保険料の納付状況を確認することができず、請求者が同市から住所を異動したB県C町(現在は、B県D市)が作成した国民年金被保険者名簿によると、請求期間のうち平成8年1月から平成9年3月までは未納、同年4月から同年8月までは申請免除の記録となっており、オンライン記録と一致している。

また、請求者は請求期間の保険料をA市役所の国民年金の窓口で新しい月の分と古い月の分を合わせて納付したとしているところ、前述のとおり、請求者に係る国民年金の加入手続は平成8年6月に行われたと考えられることから、請求期間のうち同年1月から同年3月までの期間は過年度納付となる上、同市は過年度分の保険料は市役所の窓口では取り扱っておらず、郵便局で納付するよう案内していた旨回答していることから、請求者は当該期間の保険料を市役所の窓口において同年4月分以降の保険料と同時に納付することはできない。

さらに、請求者のオンライン記録によると、平成9年4月を開始月とする申請免除に関する記録が確認でき、当該免除の申請前に請求者が主張するように保険料が納付されていたとすると、当該期間は申請免除期間ではなく保険料納付済期間となることから、その記録は確認できない上、保険料が還付された記録も確認できないことから、請求期間のうち同年4月から同年8月までの期間の保険料が納付された状況はうかがえない。

加えて、国民年金手帳記号番号払出簿検索システム及びオンライン記録を確認したが、請求者に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

このほか、請求者が請求期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、請求期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東北(受)第2000026号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第2000025号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和34年生

住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和56年4月1日から昭和58年3月22日まで

国の記録では、私のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日は昭和58年3月22日となっているが、昭和56年4月1日から同社に勤務していたので、同社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を同日に訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者から提出された請求者の結婚披露宴御席御案内及び祝電並びに請求者の陳述及び複数の同僚の回答から、請求者は、昭和56年4月頃からA社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、A社(平成7年1月1日にB社に商号変更、その後平成17年1月4日にC社に合併)の請求期間当時の代表取締役及びB社の解散時の代表取締役は、いずれも請求者の請求期間に係る資料は保管していない上、C社は請求者の請求期間に係る厚生年金保険の届出、厚生年金保険料の納付及び厚生年金保険料の控除について不明である旨回答していることから、請求者の請求期間に係る厚生年金保険の届出、厚生年金保険料の納付及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、請求者のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票(以下「被保険者原票」という。)によると、厚生年金保険被保険者資格の取得年月日が遡及して訂正されるなど不自然な処理が行われた形跡は見当たらない上、請求者は整理番号39番で同社に係る厚生年金保険の被保険者資格を取得しているところ、同社に係る被

保険者原票によると、整理番号1番から38番までの中に請求者の氏名は見当たらず、整理番号に欠番も無い。

さらに、請求者のA社に係る被保険者原票で確認できる厚生年金保険被保険者資格の取得年月日は昭和58年3月22日であり、請求者の同社に係る雇用保険の資格取得年月日及び厚生年金保険手帳記号番号払出簿で確認できる資格取得年月日並びに請求者から提出された年金手帳で確認できる初めて厚生年金保険の被保険者となった日と一致している。また、C社から提出された請求者の雇入年月日が記載された名簿、平成12年度末退職金要支給額の一覧表、請求者に係る雇用保険資格取得等確認通知書（事業主通知用）及び平成16年11月22日付け合併入社時に引き継いだ退職金に係る本人確認書（以下「退職金に係る本人確認書」という。）において確認できる請求者の雇入年月日、雇用年月日及び雇用保険の資格取得年月日は、いずれも昭和58年3月22日であり、請求者のA社に係る被保険者原票で確認できる厚生年金保険被保険者資格の取得年月日と一致している。

加えて、請求者及びC社から提出された退職金に係る本人確認書によると、請求者のB社における雇用年月日は昭和58年3月22日、裁定年月日は昭和57年3月22日、本人申告は昭和56年4月1日と記載されていることが確認できるところ、C社は、退職金に係る本人確認書に記載された雇用年月日及び本人申告の年月日について、請求者の入社日に不都合があり、A社の資料は確認できないため、本人と打ち合わせを行い、ほぼ中間で裁定した旨回答している。また、C社は請求者の請求期間に係る人事記録及び雇用契約書は保管しておらず、請求者のA社における入社年月日及び請求期間に係る勤務実態を確認できる資料は無い。さらに、請求者は請求期間に係る給与明細書を所持しておらず、C社は請求者の請求期間に係る賃金台帳は保管していないことから、請求者の請求期間に係る報酬月額を確認することができない。これらのことから、退職金に係る本人確認書をもって、請求期間をA社における厚生年金保険被保険者期間と認めることはできない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東北(受)第2000038号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第2000026号

## 第1 結論

請求期間①について、請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間②について、請求者のC社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和23年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和58年4月から昭和61年5月まで  
② 平成3年1月から同年12月まで

請求期間①について、私は、A社が経営していたD店に勤務し、Eを販売していたが、厚生年金保険の被保険者期間となっていないので、請求期間①を厚生年金保険被保険者期間として記録し、年金額に反映してほしい。

請求期間②について、私は、C社に勤務し、F市にあったG社でHの仕事をしていたが、厚生年金保険の被保険者期間となっていないので、請求期間②を厚生年金保険被保険者期間として記録し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

請求期間①について、A社の同僚の回答により、期間は特定できないものの、請求者は同社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、B社は、請求者に係る資料は保管していない旨回答していることから、請求者の請求期間①に係る勤務実態、厚生年金保険の届出及び厚生年金保険料(以下「保険料」という。)の納付並びに保険料の控除について確認できない上、請求期間①当時のA社の元代表取締役は請求者について記憶にない旨回答している。

また、請求期間①当時、A社において社会保険事務を担当していたとする者は、入社後すぐ又は試用期間経過後には厚生年金保険に加入させていた旨陳述してい

るところ、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、昭和 58 年 1 月から昭和 61 年 7 月までの期間に同社に係る厚生年金保険の被保険者資格を取得した者の中に請求者の氏名は見当たらず、健康保険の整理番号に欠番は無い。

さらに、請求者は、請求期間①に係る給与明細書等の保険料の控除について確認できる資料を所持していない。

このほか、請求者の請求期間①における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①に係る保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

請求期間②について、雇用保険の加入記録によると、請求者の C 社に係る被保険者期間は平成 2 年 10 月 22 日から平成 3 年 12 月 25 日までの期間であることが確認できることから、請求者は、当該期間において同社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、閉鎖事項全部証明書によると、C 社は、平成 16 年 4 月 1 日に I 社に合併し解散していることが確認できるところ、同社は、請求者に係る資料は保管していない旨回答している。また、同社の J 事業を承継している K 社は、履歴事項証明書により、平成 26 年 4 月 1 日に成立していることが確認できるところ、同社は、事業を承継する前の退職者に係る資料は保管していない旨回答している。これらのことから、請求者の請求期間②に係る勤務実態、厚生年金保険の届出及び保険料の納付並びに保険料の控除について確認できない。

また、請求者は、C 社の同僚として姓のみを記憶する者を 1 人挙げており、ほかの同僚の名前は覚えていない旨陳述しているところ、請求者が名前を挙げた者と同姓で、オンライン記録により、請求期間②に同社に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できる者及び同社に係る厚生年金保険の被保険者資格取得年月日が請求者の雇用保険の被保険者資格取得年月日である平成 2 年 10 月 22 日以降で、所在が確認できる男性の一部に対し照会を行ったが、請求者の同社に係る勤務実態について具体的な回答を得ることはできなかった。

さらに、請求者が C 社に勤務していたときに受診したことがある旨陳述している L 病院は、請求者について、国民健康保険により平成 2 年 12 月 2 日に当病院を受診している旨回答している。また、請求者は、同社における雇用形態について、正社員ではなかったと思う旨陳述している上、雇用保険の加入記録によると、請求者の同社における被保険者区分は、「短時間」であることが確認できるところ、M 公共職業安定所は、被保険者区分「短時間」は短時間労働被保険者であり、請求期間②当時における雇用保険の短時間労働被保険者とは、一週間の所定労働時間が、同一の適用事業に雇用される通常の労働者の一週間の所定労働時間と比し短く、かつ、

30 時間未満の者である旨回答している。これらのことから、請求者は同社において厚生年金保険の被保険者として取り扱われていなかったことがうかがえる。

加えて、N健康保険組合は、請求者に係る資料は無く、請求者が同健康保険組合に加入していたかは不明である旨回答している上、オンライン記録によると、平成2年10月から平成3年12月までの期間にC社に係る厚生年金保険の被保険者資格を取得した者の中に請求者の氏名は見当たらず、厚生年金保険の整理番号に欠番は無い。

また、請求者は、請求期間②に係る給与明細書等の保険料の控除について確認できる資料を所持していない。

このほか、請求者の請求期間②における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間②に係る保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。